

「先物取引に係る NYSE Liffe との移管取引制度の構築について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では先物取引に係る NYSE Liffe との移管取引制度の構築について、その制度要綱を本年 2 月 22 日に公表し、3 月 24 日までの間、広く意見の募集を行い、その結果 2 件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

項番	コメントの内容	コメントに対する考え方
1	<p>LIFFE における TOPIX 先物及び JGB 先物取引でポジショントランスファースキームを利用する場合、LIFFE 清算参加者とポジショントランスファースキームに関する契約を締結する必要がありますが、「LIFFE 清算参加者が契約締結する東証取引参加者は 1 社とします」とあります。この場合、これまで利用している清算参加者は利用できなくなる可能性があります。また、本邦に拠点を置いている外資系金融機関はその関連法人とポジショントランスファースキーム契約を締結する可能性が高いことを考えると、契約可能な LIFFE 清算参加者を探すことが困難になることが予想されます。従って、「LIFFE 清算参加者が契約締結する東証取引参加者は 1 社と限定しない方式」とすべきと考えます。同時に、万が一清算参加者が間違っ別取引参加者にポジショントランスファーしてしまった場合の処理方法をご検討頂きたい。</p> <p>「LIFFE 清算参加者が契約締結する東証取引参加者は 1 社とする」場合には、既存制度である始値リンクやその他方法との並存についてご検討頂きたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今般、Liffe との間で JGB 先物の移管取引制度を構築することとした背景として、現在、Liffe にて成立した JGB 先物のポジションを実質的に東証にて継続保有するためには翌日の東証での前場寄付きでの再発注が必要となりますが、これについてオペレーションの煩雑さ・発注を失念した場合のリスクを懸念する意見が多く聞かれています。移管取引制度の導入は、自動的なポジション移管によりこれらの問題点を解消しようとするものです。</li> <li>Liffe 清算参加者のリンク契約締結先となる東証取引参加者を 1 社とした趣旨は、可能な限り制度内容の簡素化を図ることにより、万が一にも建玉が本来移管されるべきでない先に移管されてしまうといった事態が生じるのを回避することにあります。</li> <li>本スキームにおいては、東証参加者が Liffe 清算参加者との間でリンク契約を締結していない場合においても、Liffe における発注先参加者とリンク契約を締結している他の東証参加者との間でギブアップを利用することにより、当該取引を自己の口座に移管することが可能です。事前準備としてギブアップ契約の締結が必要となりますが、日本証券クリアリング機構の清算端末では、あらかじめ特定の条件（銘柄・限月・ギブアップ先参加者）を指定すれば自動的にテイクアップを利用する機能を用意しており、現行制度下で必要となっている再発</li> </ul>
2	<p>仮に、Liffe 参加者がリンク契約を結ぶことができる東証参加者が 1 社に限られる場合、Liffe 参加者と直接リンク契約のない参加者は、Liffe から移管された建玉を自己玉とするために、Liffe 参加者とリンク契約のある（1 社または複数社の）東証参加者とギブアップ契約を締結す</p>	

	<p>る必要がある等、追加的な事務負担が発生することになる。東証参加者の利便性が損なわれないよう、例えば Liffe 参加者が複数の東証参加者とリンク契約を締結できるような制度を検討いただきたい。</p>	<p>注等の事務と比べて、事務負担軽減が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管先の複数社指定を可能とするかについては、今後本移管取引制度が開始した後に、実際の利用状況等を勘案しながら改めて検討を行いますが、制度開始当初は原案どおりで進めることとしたいと存じます。</li> </ul>
--	--	--

※1：三菱 UFJ 証券株式会社、2：株式会社みずほ銀行

以 上